視聴覚教材の利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、視聴覚ライブラリー備付の視聴覚機材及び教材(以下「視聴覚教材」 という。)を利用する場合における手続きその他の事項を定めることを目的とする。

(名 称)

第2条 鳥取県立生涯学習センター (県民ふれあい会館) に設置する視聴覚ライブラリーの 名称を鳥取県立生涯学習センターライブラリー (以下「視聴覚ライブラリー」という。)と する。

(一部改正 28.6.1)

2 視聴覚ライブラリーは、県民ふれあい会館館長が運営する。

(一部改正 28.6.1)

(事業)

- 第3条 視聴覚ライブラリーは次に掲げる事業を行う。
 - (1) 視聴覚教材の収集、保管及び貸出し
 - (2) とっとり県民カレッジ講座「未来をひらく鳥取学」収録ビデオ等の貸出し

(一部改正 28.6.1)

(利用者及び利用制限)

- 第4条 視聴覚ライブラリーの利用者は、学校及び社会教育関係団体等、視聴覚ライブラリーが認める団体及び個人で、学習目的で視聴覚教材を使用する場合にこれを貸出しする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - (1) 営利を目的とすること。
 - (2) 特定の政治的又は宗教活動のために利用すること。

(一部改正 28.6.1)

(利用と返納手続)

- 第5条 視聴覚教材を利用しようとする者は、様式第1号による視聴覚教材借用申込書を提出する。
 - 2 視聴覚教材の貸与を受けた者は、当該視聴覚教材を貸与期間が満了する日までに様式 第2号による視聴覚教材利用報告書を添えて返納しなければならない。
- 3 貸与を受けた視聴覚教材は転貸してはならない。

(未来をひらく鳥取学ビデオ等の貸与)

- 第6条 とっとり県民カレッジ講座「未来をひらく鳥取学」収録ビデオ等の貸与は次のとおりとする。
 - (1) 個人貸与が可能であること。
 - (2)貸与は様式第3号によるビデオ貸出票により行う。

(一部改正 28.6.1)

(貸出期間)

第7条 視聴覚教材の貸出期間は、7日以内とする。

(事故報告)

- 第8条 貸与を受けた者が当該視聴覚機材を毀損し、又は滅失したときは直ちにその旨を視 聴覚ライブラリー館長に報告しなければならない。
- 2 貸与を受けた者は、当該毀損し、又は滅失した視聴覚教材の修繕、補充等に要する経費 を弁償しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由によるときは経費の弁 償を免除することができる。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

視聴覚教材借用申込書

No.

平成 年 月 日

鳥取県立生涯学習センター (県民ふれあい会館) 館長

様

<申込者>

所 (在 住 所	地)	₸	
(回	体 機 関 名	名)		
代	表者	名		
連	絡	生.	TEL	
建	冲台	兀	FAX	

次のとおり確約のうえ、利用したいので申込みます。

	-								-				
	利	用	目	的	1 学校教育	2 社	上会教育	3	公的機関の	事業等	筝 4 その他	<u>h</u> ()
	申	込 教	牧 材	名							番号		
	申	込	数 材	名							番号		
	申	込	数 材	名							番号		
申	申	込	数 材	名							番号		
込	申	込	数 材	名							番号		
者	利 (用 7 日	期 以 内		平成 年 ~平		月 年	日	月 日		視聴予定 人員		人
記	返	ŧ	却	日	平成 年	月	日まで	ごに	返却します。				
入	申	込 責	責 任	者	職名	Ŧ			氏	名	DAY		
欄						ΤΕΙ	_				FAX		
	受	取え	免望	先	会館窓口・その	他()	返却希望	先	会館窓口・そ	' ')
	利確	用約	上事	の項	② 無断の複③ 破損、紛	製はし 失等の	ンません。)場合は、	まり申		への又 者) が	貸しはしませ 責任を負いる 出します。	的又は宗教的活 ん。 とん。	営利目的の利用・特定の政治 動のためには利用できませ

	申	込	受	付	目		平成	年	月	日					れた場合は、必ずこの月 対方法により申込者へま	■込書を下記FAX番号へ送信してくだ お渡しします。
処						•	鳥取県	立生》	重学習も	センター	-				受付担当者	
处山	受	付	機	関	名	•	県教委	社会	会教育調	果					連絡先TEL	
理						•	中部教	育局	•	西部教	育月	司			連絡先FAX	
欄	受	取		方	法											
11/19	返	却	Ι.	方	法											
	会	館	受	付	日		平成	年	月	日	会	館	担当	者		

視聴覚教材利用報告書

No.

平成 年 月 日

鳥取県立生涯学習センター (県民ふれあい会館) 館長

様

<申込(利用)者>

-	1 ~ (13/13/	-	•	
所 (在 住 所	地)	〒	
団 (体 機 関 名	名)		
代	表者	名		
連	絡	生.	TEL	
连	水口	ノレ	FAX	

次のとおり利用したので報告します。

	利	月]	目	的		1 学	校教育	2	社会教	対育	3	公的機	と関の 事	丰業	等	4	その他	()	
	申	込	教	材	名										番	号						
	申	込	教	材	名										番	号						
+	申	込	教	材	名										番	号						
申込者	申	込	教	材	名										番	号						
\sim	申	込	教	材	名										番	号						
利用者	利 (月 7		期人内		平成	~	年 平成	月 年	E	月 月		日		視人	聴員					人	
1) 記	返		却		日	平成	4	年	月	E	1			•			•					
入			, .			住	Ī	折 〒														
欄	申責	込	(f 任	川用) 者	職	3	名			氏		2	名								
						連	絡	先 TEI	L							FΑΣ	ζ					
	映	T	n±. a	Z VIIV	òП	(1) 順	調に映っ	すされ	たか		(2	2) 7	音の再	生状	汁沢		(1)	(2	2)	の不良	良部分
		子	时 ()状	亿	順	調 •	切断	• :	流れる			良好	• 7	明	僚						

	受		取		日		平成		年	月		日					
						•	鳥取県	立生涯	手学習も	z ンター			受	取	者		
処	受	取	機	関	名	•	県教委	社会	《教育部	果			連絡	先 T	ΕL		
理						•	中部教	育局	•	西部教	育局		連絡	先 F	АХ		
欄	備				考												
	会	館	受	取	日		平成	年	月	日	会館担	旦 当 者					

ビデオ貸出票(控) 「未来をひらく鳥取学」・トリピー放送局

		<u> </u>	<u> </u>	从处例
貸出年月	日	年	月	日
1	名			
住	所			
連絡先電話番	号			
ビデオ番	号			
ビデオ	名			
講師	名			
	日	年	月	月
視聴手	帳	あり		なし
視 聴 手 受 付	者			

切り取り線

ビデオ貸出票(報告用) 「未来をひらく鳥取学」・トリピー放送局 日 年 月 日

	ı	/ •	1 '	
氏 名				
ビデオ番号				
映写時の状況等	• 正常			
	• 不具合あり ()
返却予定日		年	月	日
返 却 日		年	月	日
	(返却ビ	デオ受取者:)